

健診結果の 提出は お済みですか

健診受診後に健診結果を保険者（協会けんぽ）に
提供することが法律で定められています

提出いただくことで、こんな「いいこと」があります

特定保健指導を受けられる



健診結果の提出後、
保健師・管理栄養士
が「無料」の健康サ
ポートを実施いたし
ます

健康保険料率上昇の抑制



健診受診率などが各支部
ごとに順位付けされてお
り、順位が高いと保険料
率が軽減される仕組みが
あります

※高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）

【特定健康診査等に関する記録の提供】

第二十七条 ～抜粋～

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等（厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び事項において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するように求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。



全国健康保険協会 福岡支部
協会けんぽ

保健グループ

健診結果データ受付センター

☎0120-003-832（平日9:00～17:00）

〒540-0021 大阪府大阪市中央区大手通1-3-5 KT大手通ビル3F

【受託者】(株)メディテクノサービス

事業者健診データ提供に関する業務については、全国健康保険協会福岡支部より(株)メディテクノサービスが受託・実施しております。

A～Dの中から健診結果の提供方法をお選びください

A

健診実施機関を通して提供

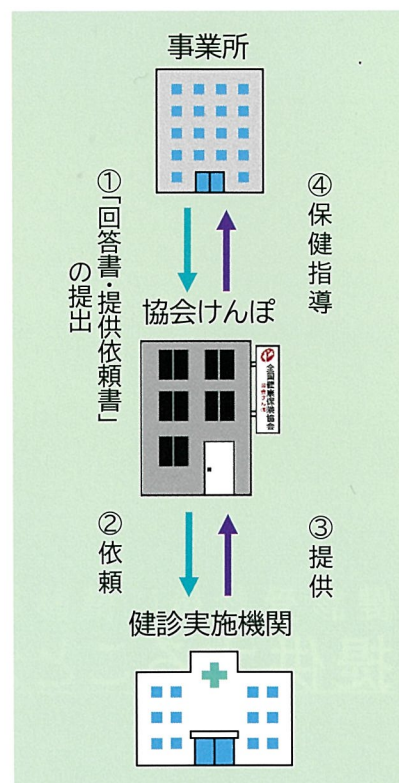
健診結果提出に関する「回答書・提供依頼書」を提出していただき、受診された健診実施機関を通して提供する方法です。

ただし、協会けんぽと健診結果の提供に関する契約を締結している健診実施機関で受診している場合に限りしますので、予めご了承ください。

現在147の健診実施機関と健診結果の提供に関する契約を締結していますが、健診実施機関からの提供ができない場合は、B（事業所様から提供）の方法を利用していただくことになります。



※Aを選択する場合は、「回答書」裏面の**提供依頼書**も提出ください！



B

直接提供

事業所様から直接健診結果票の提供を希望する場合に利用していただく方法です。

「回答書」の提出後、協会けんぽから健診結果票の提供依頼をさせていただきます。

💡 提供方法は2通り 💡

紙で提供

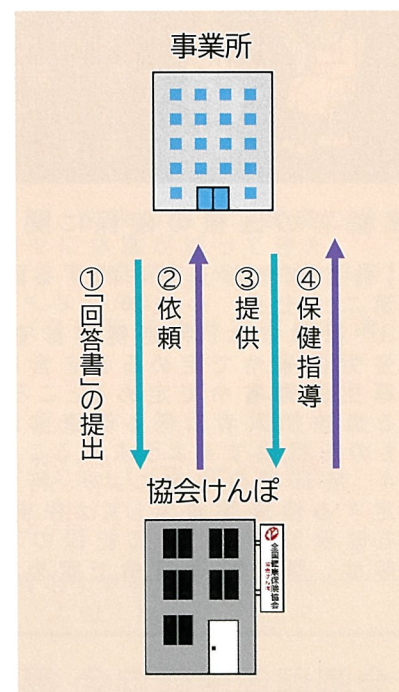
健診結果票をコピーしたものを提供

健診結果票に必要な項目が含まれていない場合は、聞き取り等確認をお願いします

データを作成・提供

健診結果を専用ツールでデータ化し、CD-Rを提供

データ取込件数1件ごと350円（税別）の手数料をお支払いいたします



A・Bの提供方法について

お問い合わせ先・・・健診結果データ受付センター

☎0120-003-832

C

生活習慣病予防健診を利用

生活習慣病予防健診とは？

協会けんぽが実施している35歳以上75歳未満のお勤めのご本人様（被保険者）向けの健康診断です。福岡県内では166健診実施機関があります。

労働安全衛生法により定められた定期健康診断の検査項目をすべて含み、さらに胃がん・大腸がん検査も受診できます。（セット受診が必須です）

健診費用の約7割を**補助**します！

一般健診費用	協会けんぽ補助額	本人負担
(最高) 18,865 円	13,583 円	5,282 円

受診方法

健診実施機関に直接予約するだけ！

受診できる健診実施機関は、右記の二次元コードから確認できます→



生活習慣病予防健診を受診する方は健診結果の提供は不要です。



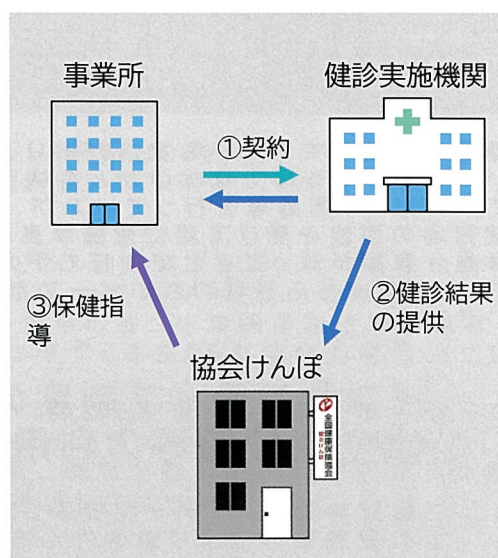
D

健診実施機関と契約（健診実施機関と事業所間）

事業所様と健診実施機関との間で、健診結果提供に関する内容を含んだ定期健康診断受診の契約を結んでいただき、健診実施機関を通して提供いただく方法です。

この方法を希望される場合は、協会けんぽにご連絡ください。詳しい内容を説明いたします。

健診結果を事業所（健診実施機関）から協会けんぽに迅速かつ確実に提供できる方法として厚生労働省が推進しています！



C・Dの提供方法について「事業者健診データの件でパンフレットを見ました」とお伝えください
お問い合わせ先・・・協会けんぽ福岡支部 保健グループ ☎092-477-7248

メタボリックシンドロームとは？

食べ過ぎや運動不足などの不適切な生活習慣が続くと、内臓に脂肪が溜まる内臓脂肪型肥満が起きます。この状態に「脂質異常」「高血圧」「高血糖」のうち二つ以上が併発した状態をメタボリックシンドロームといいます。そして動脈硬化をどんどん進行させてしまいます。

動脈硬化は血管の内側にコレステロールなどが付着した状態で、進行すると血液の流れが悪くなったり血管が詰まったりして、脳梗塞、心筋梗塞や狭心症を起こします。動脈硬化そのものは自覚症状なく進行するため、危険な状態にあることに気づきにくいのが特徴です。

特定保健指導ってどんなもの？

特定保健指導は、健診結果から生活習慣病の発症リスクが高いが、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、保健師や管理栄養士が『注意すべき点』や『生活習慣を改善する』お手伝いをさせていただくものです。

特定保健指導の対象となる方（40歳～74歳の方）

保有するリスクの程度に応じて、「積極的支援」と「動機付け支援」に分類されます。
高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療で服薬中の方については、特定保健指導の対象とはなりません。

特定保健指導を利用された方の声

46歳 男性

目標

- ウォーキングを継続する
- 肉類を減らす
- 野菜を先に食べる

結果

70.3kg → 66.0kg

糖尿病の治療をしている家族がおり、自分もいつかそうなるのではないかと危機感を感じていたため、運動等を行っていたが、特定保健指導の面談を受けて更に意識が高まった。体重と腹囲が減ったことで血圧も下がっており、これからも無理のないペースで続けていきたい。

47歳 女性

目標

- 1日あたり約100kcal程度の食事を減らす
- 夕食のご飯を茶碗半分程度に減らす
- 野菜を多めに摂る

結果

69.1kg → 64.8kg

夜遅く食べないようにし、家族の残した食事でも食べないようにすると徐々に体重が減ってきた。特定保健指導がきっかけで、現在はその生活スタイルが定着して太らなくなった。体が楽でとても嬉しい（2年後には特定保健指導対象から卒業！）

インセンティブ制度の導入により、皆さまの取組（データ提出や保健指導の利用等）が保険料率に反映します

健診の受診率（データ提供していただいた健診結果の件数を含む）や特定保健指導の実施率等により協会けんぽの都道府県支部が順位づけされ、上位15位以内に該当した支部は保険料率が軽減されます。
保険料率軽減のためにも、ご協力をお願いいたします。

保健指導については・・・

協会けんぽ福岡支部 保健指導

検索

協会けんぽ福岡支部

☎092-477-7248

（平日 8:30-17:15）